

<報道発表資料>

カテゴリー:危機管理

令和4年12月29日

高病原性鳥インフルエンザの疑い事例の発生について (県内2例目)

本日（12月29日）、狭山市の採卵鶏農場において高病原性鳥インフルエンザを疑う事例が確認されました。

1 疑い事例発生農場

- (1) 農場の所在地
狭山市
- (2) 飼養羽数
約13万羽（採卵鶏）

2 経過

- (1) 本日（12月29日）、当該農場から川越家畜保健衛生所に異常（死亡羽数の増加）の通報があり、家畜防疫員が立入検査を実施しました。
- (2) 当該農場の死亡鶏及び飼養鶏についてA型インフルエンザ簡易検査を実施した13羽全て陽性でした。

3 県の対応

- (1) 今後、中央家畜保健衛生所で精密検査を実施し、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確定された場合、速やかに防疫措置を開始します。
- (2) また、明日（12月30日）、9時20分から知事を本部長とする「第3回埼玉県高病原性鳥インフルエンザ緊急対策本部会議」を庁議室で開催し、庁内の情報共有を図る予定です。

4 その他

我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないと考えられています。

【報道機関へのお願い】

- ①現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いします。
- ②特にヘリコプター、ドローン等を使用する際の取材は、作業員相互の連絡に支障をきたし、防疫作業の妨げとなりますので、厳に慎むよう御協力をお願いします。
- ③県現地機関、市等への取材は防疫措置の遅れにつながるため、慎んでいただきますようお願いいたします。
- ④今後とも、本病に関する速やかな情報提供に努めていきますので、生産者等の関係者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。